

新潟県柏崎市空き家バンク登録物件見回り及び草刈等代行制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、柏崎市空き家バンクに登録された物件に対し行われる見回り及び草刈等代行制度（以下「代行制度」という。）に関し必要な事項を定めることにより、空家等の有効活用や流通促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、新潟県柏崎市空き家バンク制度実施要綱（平成30年3月告示第46号）の例による。

(条件)

第3条 代行制度を利用できる物件は、柏崎市空き家バンクに登録されている物件とする。

2 当該制度の利用期間は、柏崎市空き家バンクに物件を初めて登録した日から2年間とする。

(利用申込み)

第4条 代行制度の利用の申込みをしようとする所有者等は、空き家バンク登録物件見回り及び草刈等代行制度利用申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、空き家バンク登録物件見回り及び草刈等代行制度利用決定通知書（別記第2号様式）によりその旨を所有者等に通知するものとする。

3 市長は、申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、当該制度の申込みを受け付けないものとする。

(代行内容)

第5条 市は前条第2項により利用の決定をした物件に対して、予算

の範囲内において、次に掲げる業務を市が代行するものとする。

- (1) 年間2回程度の見回り及び所有者等への現状報告
- (2) 物件の成約時における敷地内の草刈及び枝葉のせん定  
(利用解除)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、代行制度の利用を解除し、空き家バンク登録物件見回り及び草刈等代行制度利用解除通知書（別記第3号様式）により所有者等に通知するものとする。

- (1) 物件が成約し、柏崎市空き家バンクから当該物件の登録が抹消されたとき。
- (2) 空き家バンク登録物件見回り及び草刈等代行制度利用解除申出書（別記第4号様式）の提出があったとき。
- (3) 利用が適当でないと市長が特に認めるとき。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から実施する。